

キリシタン史料等から見た 四万十川（渡川）合戦と一条兼定の動向

東 近 伸

はじめに

一条兼定は、豊後に追放後、天正三年（一五七五）同地で受洗し、ドン・パウロの洗礼名を持つキリシタンとなったことが知られる。天文十八年（一五四九）にフランシスコ・ザビエルが来日して以来、戦国時代にはキリスト教の布教のため、多くのイエズス会の宣教師たちが来日して布教活動を展開し、当時の日本の記録を本国に書き送っている。これらがポルトガル語で記されたキリシタン史料と呼ばれる文献である。宣教師たちによる記録、『イエズス会日本通信』や『フロイス日本史』等には、キリシタン大名一条兼定の動向を伝える多くの記事が見られる。今日、これらの文献は翻訳され出版されており、欧米人の見た戦国期の同時代史料として改めて注目され評価されている。そこで四万十川（渡川）合戦とその前後の兼定の動向につ

いて、キリシタン史料および豊後の大友氏関係史料等によって検証し、史実解明の手掛かりとしたい。

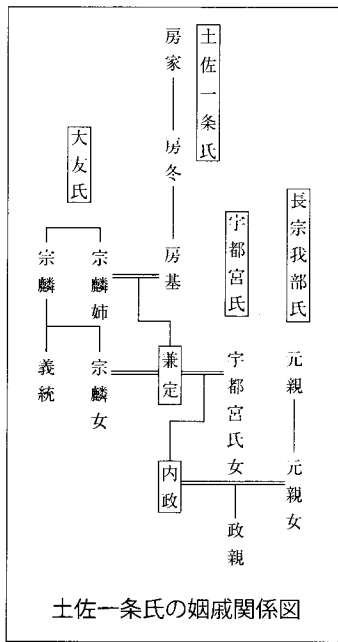
第一節 兼定の豊後退去と土佐出陣の時期

土佐追放後の兼定の動向は、豊後に滞在したイエズス会の宣教師から本国への報告書に記述が見られ、翻訳された文書ではあるが、同時代のキリシタン史料が存在する。次の史料は、一五七五年九月十二日〔天正三年八月八日〕付で、イエズス会の宣教師・フランシスコ・カブラルが長崎よりポルトガルの管区長に送った書簡である。

【史料1】インド管区長への宣教師カブラル報告書

（一五七五年）¹

国王（大友宗麟）の婿にして甥に当たる土佐の王



(一条兼定)は、謀叛起こりしたため夫人なる王女とともに豊後の宮廷に滞在し、この三ヶ月間たえず説教を聴きて、種々質問および議論をなしたるが、我らの主のお許によりデウスの教のみが真なることを悟り、キリシタンとならんと決心し、しはしば洗礼を請ひたり。然れどもかくのごとき人につきては洗礼を延期することを可とするゆえに、更に十分了解するまで待つことを勧めたり。然るに予が豊後を去りて当肥後の国に来る必要生じ、彼は再び洗礼を請ひたれば、彼もし、病に罹るか或いはその国に還るの必要生じたる時は、パードレ・ジョアン・パウチスタに洗礼を授けることと定めたり。我等の主はその国の重立ちたる

大身等が彼を招きて再び国を領せしめんとするにいたらしめ給ひ、彼は帰国することとなり、パードレに洗礼を請ひしことは、パードレ〔パウチスタ〕が予に贈りし書翰につきて見ることを得べし。我等の主が勝利を与え給わば、彼は全国をキリシタンとなすよう努力する決心なり。その国〔土佐〕は日本の大国の一つにして、彼に従ふ艦隊に乗込む時、諸船は、皆異教徒の旗を掲げしが、彼は国王ならびに諸大身の面前において、その船に十字架の旗を掲げ、他の旗を掲ぐることを許さざりき。我等は彼がすでにその国に着きて健全なりとの報を得たり。我等の主が彼に勝利を与へ、かの国を悉くキリシタンとならしめ給はんことを。

史料1によれば、カブラル報告書が出された天正三年八月八日以前に、兼定は豊後府内において受洗しキリシタンとなったこと、また幡多の重臣たちの要請があり、所領回復のため土佐へ出陣し、この時すでに土佐に帰国していたことが確認できる。土佐への出陣にあたり、兼定は、大友宗麟やその重臣たちの前で、勝

利すれば、キリスト教布教に努力する決意を述べ、船に十字架の旗を掲げ出陣したとある。そのため兼定の洗礼は肥後に巡察中のカブラルに代わって府内にいたパウチスタが行っている。ところで「国王の婚にして土佐の王（一条兼定）は謀反起こりしため、夫人なる王女とともに豊後の王宮に滞在し」とあり、兼定が夫人とともに土佐を退去し、豊後へ渡海をした時期について大友家の次の史料から検証したい。

【史料2】大友家加判衆連署状²

至土州、警護船可差渡す之由、兼日被仰付候条、舟誘等定而不可有油断候、仍従彼表御到来之旨候条、来十三四之間、當浦江着津被請御下知、則渡海肝要之段、被仰出候、片時茂延引候而者、御気色難計候条、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(天正元年カ)

九月八日

(朽網)

鑑康

(花押)

(志賀)

親度

(花押)

(田原)

親賢

(花押)

真那井衆中

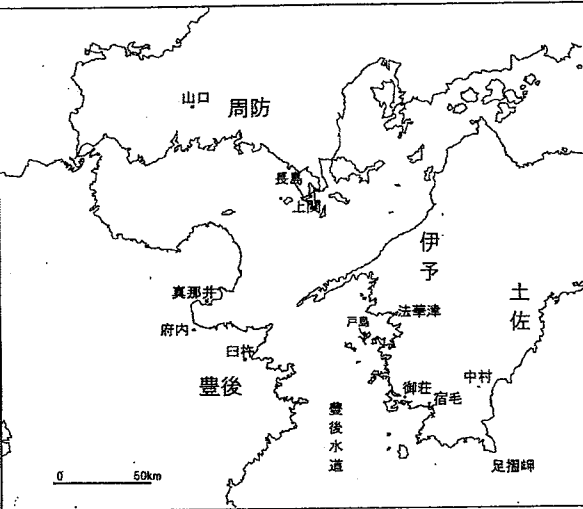
(佐伯)

惟教 (花押)

史料2は当主(宗麟)の仰せにより真那井衆中宛てに発給された大友氏の重臣(方角衆)四名の連署状である。真那井衆に対し「警護船を差し渡し土佐に至り、當浦へ来る十三、四日の間に着津するよう」渡海を下知している。また「彼表(土佐)より御到来の旨候条」とあるの

(図7) 四万十合戦と一条兼定―天正三年

で、土佐への警護船渡海は、夫人とともに土佐を退去する一条兼定を豊後の宗麟の元へ無事渡海させるため真那井



衆に警護を命ずるものであったのではないだろうか。

真那井衆の船が宿毛付近まで渡海し往復するのに五、六日間を要したものとされる。書状発給の年代比定を天正元年（一五七三）とすると、兼定は天正元年六月に権中納言に昇任すると、九月には出家し³豊後へ退去したものと推察される。同年嫡男内政が元服し、翌天正二年（一五七四）十二月には従五位上左少将に叙位任官した。⁴当時、摂家一条内基が土佐に下向し、天正三年（一五七五）五月頃まで在国しており内政の偏諱は、内基の一字を賜ったものと推察される。⁵

次に兼定の土佐出陣の時期について、一条氏諸大夫康政署判の「感状」により検証したい。

【史料3】一条氏諸大夫奉書（感状）⁶

今度、於新城戦功

無比類之旨、神妙之

至、近日 御進発之条、

可有御褒美者也、

仍執達如件

（天正三年）

八月七日 康政（花押）

尾崎藤兵衛尉殿

史料3は、兼定の意を受け発給された、康政署判の奉行人奉書で、予土国境に位置する新城（宿毛市錦）における戦功を認め、褒美を約束する感状である。宛所の尾崎藤兵衛尉は、御莊、勸修寺氏の配下の土豪であり、同じく勸修寺氏からと推定される天正三年八月吉日付けの知行宛行状が発給されている。文言に「近日 御進発之条」とあることから、康政は近日中の兼定の出陣に先立ち、御莊、勸修寺氏の元にあつて、南予の諸将を組織し、主君、兼定に先発して土佐に入り、このような感状を発給したと考えられる。康政が感状を発給した八月七日以前に新城において戦闘が行われていた。康政は署判の書状を多数発給しているが、（天正三年）八月七日発給の日付の書状は、現存する康政の最後のものである。史料1のカブラル報告書の「重立ちたる大身等が彼を招きて再び国を領せしめんとするにいたらしめ」とある幡多の重臣達とは、康政や南予の領主・勸修寺氏等であつたと推察される。また「彼がすでにその国に着きて健全なりとの報を得たり」とあるので、兼定は遅くともカブラル報告書が出

された八月八日の五、六日以前には土佐に向け出陣しており、当時は宿毛付近にあって進撃の機会をうかがっていたものと推定される。

兼定の土佐出陣の時期については、大友家文書の次の史料によって裏付けることができる。

【史料4】大友宗麟、義統連署状⁷

一条殿不図以御渡海土州表御行依被相催、加勢之儀度々承候条、至諸浦警固船之事、申付候、乍辛勞方角衆申談、別而以馳走自身乗船可令悦喜候、当月中可差渡覚悟候之間、日限之儀、重々可申候、被得其意船誘之儀、聊不可有油断候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

(天正三年)

八月十二日 義統(花押影)

宗麟(朱印影1)

真那井衆中

史料4は、大友家の当主・宗麟と息子の義統の連署状で、宛所は、真那井衆中となっている。真那井村は、国東半島の別府湾に面した港で真那井衆は、大友氏直

属の水軍衆である。⁸水軍真那井衆に一条殿(兼定)の土佐渡海に加勢し警固船を出し、当月中に渡海するよう命じている。連署状には「加勢の義、度々承り候条」とあるので、兼定からの度重なる加勢の要請により、真那井衆に対して後詰の援軍を命じたものと推察される。

第二節 兼定と内政の父子対決と幡多の寺院勢力

キリシタン史料により四万十川(渡川)合戦における兼定と内政および岳父元親との関係について、また合戦の戦況に大きな影響を与えた幡多の寺院勢力と元親の関係について検証する。

【史料5】『フロイス日本史』第三十三章。

(前略)土佐に到着すると、彼は家臣たちから歓待された。だが悪魔はそこで予期される成果を恐れていたので長宗我部という、自らの重だった代官の一人に、その(土佐)国を征服し、ドン・パウロならびにその夫人を殺すようにと説得した。(長宗我部は)自分の謀反がいつそう正当であるように見せかけるために、ドン・パウロが別の夫

人(との間に)もうけた、すでに十四歳になる息子を引き取り、正當な(土佐)国主は(その息子)であつて、今後、豊後の姫との間に生まれる子供たちではないと主張した。そこで彼は、ドン・パウロが到着した数日後に、その国のもつとも身分の高い代官たちを招集し、(ドン・パウロ)を殺すことにきめた。(後略)

史料5によれば、兼定は土佐に到着すると家臣たちから歓迎されたとする一方、元親が別の夫人との間にもうけた一四歳になる息子を引き取り、正當な国主であると主張したとあり、所領奪還を目指す兼定方と、嫡子の内政を擁立する元親方に分裂した一条氏家中の状況が見て取れる。

次の史料は、一五七六年九月九日(天正四年八月十七日)付でイエズス会の宣教師カブラルが肥前国、口之津よりインド管区長に送った報告書である。

【史料6】インド管区長への宣教師カブラル報告書

(一五七六年)¹⁰

予は昨年の書翰に豊後の王の甥にして婿なる土佐

の王(一条兼定)が、豊後においてキリシタンとなりしことを尊師に通信せり。この王は一人の家臣(長宗我部元親)が叛起せるためその国を逐われて豊後に滞在せしが、前の書翰に認めしごとく、その国に帰り、短期間に国を回復せり。(中略)我等の主はその国の大身等がその国を領せしむるため、人を遣わして彼を招くにいたらしめ給ひしがゆえに、直に洗札を授け、彼はその国を悉くキリシタンとする決意をなして出発せり。その国に着きて、我等の主の御加護により短期間に全国を領し、暴君は多数の兵と共に守りゐたる主なる一城のみを有せり。王は我等の主が彼に与へ給ひし御恵を忘れず、甚だよき町に立派なるコレジヨを建つることを命じ、その町その他の地において五、六千クルサド(一クルサドは銀四十匁に当たる)の収入を得べき地を寄進し、¹¹また、国内の主要なる町々には大なる家を建て説教をはじめせしめたり。而して多数の重立ちたる者すでにキリシタンとならんとせしが、デウスの隠れたる裁断により、破滅の近づけるを覚りし坊主等が努力せしたため、形勢たちまち一変し、王は一戦において

敵に破られて逃げ、味方の大身の城に入りたり。

史料6によれば、「その国に帰り短期間に国を回復せり」とあるので、八月初旬に伊予から土佐へ侵攻した兼定軍は、宿毛に進軍し、たいした抵抗もなく、旧家臣らに迎えられて平田や中筋を経て、具同・栗本城に至ったものと推定される。そして、四万十川をはさんで中村・為松城の長宗我部軍と対峙したものと想定される。史料6には「その国に着きて我等の主の御加護により短期間に全国を領し、暴君は多数の兵と共に守りゐたる一城のみを有せり」とあり、兼定は占領した四万十川以西の地域において、短期間でその実態は不明だが、教会へ土地を寄進し、さらにコレジヨ建設の指示やキリスト教の布教を家臣たちに試みている。このような兼定の性急な姿勢は、利害の対立する幡多の寺院勢力を強く刺激し、彼らを敵に回す事になったと推察される。

金剛福寺をはじめとする幡多の寺院勢力が兼定の幡多侵攻をどのように受け止めたのか、そして合戦の展開にどのような役割を果たしたのだろうか。幡多の寺院勢力は、旧来、幡多地域に多くの寺領を有し、村々

に宗教的支配のネットワークを持つ在地勢力でもあった。寺院勢力の動向がその影響下にある兼定与同の家臣達に一定の影響を与えたことは、報告書に「破滅の近づけるを覚りし坊主等の努力せしめたため、形勢たちまち一変し、王は、一戦において敵に破られて逃げ味方の大身の城に入りたり」とあることからもうかがえる。当初、兼定方に有利に展開しているように見えた戦況は、兼定の姿勢に危機感を持った寺院勢力の強力な巻き返しの策動の結果、形勢がたちまち一変し、兼定は一戦で敗北すると味方の大身の城に逃れたと説明されている。

ところで後年のことになるが、土佐一国を安堵された元親は、天正十四年（一五八六）には、秀吉の命により、大友氏救援のため豊後に出陣している。土佐勢は戸次川合戦において島津勢に壊滅的打撃を受け元親は敗走し、嫡男信親は戦死している。戦死者供養のため長浜雪溪寺に奉納された位牌、「天正十四年十二月十二日於豊州信親公忠死御供之衆鑑板」¹²には、戸次川合戦の戦死者五百余名の名前が陰刻されているが、その中に、幡多郡の寺院関係の戦死者として、「足摺中間十人、円明寺被官三人、極楽寺被官一人、観音寺被官

一人、常足庵陣借」が見える。¹³幡多郡の寺院勢力は、長宗我部氏の豊後出陣に多数が従軍し、軍役を果たしていたことが確認される。逆に言えは、戸次川合戦の軍役に応じた幡多の寺院勢力は、四万十川（渡川）合戦後も元親から寺領を安堵されたことを意味しており、同合戦の形勢を一変させたと言われる寺院勢力の動向の背景には、兼定が、勝てばキリスト教布教と教会への土地の寄進を宣言したのに対し、元親と幡多の寺院勢力との間には、旧来どおり寺領を安堵する黙約があったのではないだろうか。

四万十川（渡川）合戦における戦闘の実態や、兼定が味方の大身の城に逃れたとされる同合戦の終了の時期等については、四万十川（渡川）合戦に関する新出史料¹⁴などに基づき、今後の研究課題として改めて検証していきたい。

第三節 四万十川（渡川）合戦後の兼定の動向

四万十川（渡川）合戦に敗れ、幡多郡を逃れた一条兼定の動向について、キリシタン史料から検証する。

次の史料は一五七六年九月九日（天正四年八月一七日付け）のカブラルの口之津よりの報告書である。報告

にはカブラル宛の兼定の書簡も引用されており、四万十川合戦後の兼定の心境についてもうかがい知ることができる。

【史料7】インド管区長への宣教師カブラル報告書

（一五七六年）¹⁵

王（一条兼定）は同所に在りて予が白杵に着きたるを聞き、書翰を託して人を予がもとに派遣せり。

書翰の訳文は左のごとし。

「尊師が下より帰られたるを聞き、この家臣を貴地に派遣して予がことを告げ予がためにデウスに祈られんことを請はしむ。尊師の出発後、わが臣下の者数人より使いを遣わして予を招き、再び入国する途開けたれば、尊師の手によりて洗礼を受けんことを望たるも待つこと能はず、府内のパードレに洗礼を授けんことを請ひたり。その後予が国に着きて、我等の主デウスの御助により、間もなくファタ〔幡多〕の城および町のほかは悉く占領せり。同所にはトソガミ〔長宗我部元親〕五、六千人とともに籠りゐたるが、これを守る見込みなかりき。予は我等の主のデウスより受けたる御

恵を思ひ、パードレの当国に来るため直に会堂を

建つることとし、これに大なる収入を永久に寄進

し、国内の他の町々に大なる家を建て、説教を始

めしむることとなしたり。臣下の多数は、予がキ

リシタンとなりし後、我等の主より大に保護を受

けしを見て、キリシタンとならんと決心したれ

ば、人を遣わして説教をなす者の派遣を請はんと

せしが、この時意外にも形勢一変し、予は再び追

い出されて今は長島の城に在り。今日までデウス

に対し不平を陳べざりしが、これにかかはらず、

何故にこの不幸起りしか疑惑なき能はず。我等

の主もし、予が罪人なるため、罰し給ひしとせば、

敵異教徒にして、その君に謀叛を起こしたる者な

れば更に大なる罪人なり。そのゆえに尊師に請ふ

ところはこの疑惑を解き、また予一人異教徒の間

に居るがゆえに、デウスのことに關する書籍を送

付せられんことを。予一人なれども今日まで日曜

日を忘れたることなし。当所に昔山口においてキ

リシタンとなりたるトビヤスという盲人あり、彼

と語りて喜べり。我等の主デウスに予がために祈

り、常に書翰を送り給へ。予もまたこれをなすべ

し。」

右の書翰に対して返書を送りて彼を慰め、デウス

がしばしば最も愛する者に現世において艱難を与

へ給ふことを述べたるが、彼はこれによりて慰め

られ、直ちに他の書翰を送り、すでに安心し少し

も疑惑を懐かざれば、デウスに祈らんことを請ひ

たり。而してほとんど毎月書翰を携へたる家臣を

白杵に派遣せり。最近再び入国する見込みあり。

(後略)

史料7の兼定の書簡は、天正三年の四万十川合戦の

敗北後、間もなく、白杵に滞在しているカブラル宛に

逃亡先の「長島の城」より届けられたものである。

四万十川合戦の経過を報告し、現在の心境を述べてお

り、文面からは、所領を失い、四万十川合戦の敗北と

逃亡という逆境にあつて、それを自らに科せられた神

の試練として受け止め再起を期せうとする兼定の心情

が窺われる。ところで、逃亡先である「長島の城」と

はどこであろうか。兼定の書簡の文面に「当所に昔山

口においてキリシタンとなりたるトビヤスという盲人

あり、彼と語りて喜べり」とあることから、大内氏の

居館のあった山口からも比較的近い場所であろうと推定される。¹⁶「長島」が、特定の島の名称であるとすれば、該当の地として、周防、長島の上関城の可能性を指摘したい。上関城は、豊後水道から瀬戸内に抜ける要衝で、能島村上水軍（武満）が割拠し、通行の船舶から関銭徴収を行っていた。当時、能島村上氏はいずれの戦国大名にも臣従せず、豊後大友氏とも友好関係にあった。¹⁷

兼定がカプラルに書簡を託した「長島の城」の場所について、傍証として次の史料を挙げたい。

『フロイス日本史』によると、イエズス会の副管区長コレリヨ等一行は、上方および豊後を訪問するため、天正十四年正月十六日に長崎を出発し船で堺へ向かった。その途中、二月一八日、下関から、上関に向かい、上関で次のような事件に遭遇している。

【史料8】『フロイス日本史』五八章¹⁸

（前略）同所（下関）から吾らは三十五里離れた別の港である上関に向かつて出発した。司祭や修道士たちが、真夜中近くのことであり、船内の休息所に入って就寝していると、一隻別の船が我ら

の乗船の甲板の傍に横付けし、その（地の）城主の親戚にあたる二人の貴婦人が伴天連たちに面会に来ていると告げた。（中略）一本の蠟燭をとまずと、非常に気品のある二人の老女が入ってきた。

兩人とも八十歳を越えているように見受けられた。彼女たちは手にコンタツを携えており、後方には、ほとんど同年輩の二人の女中と彼女たちの家来で付き添いの一人のキリシタンを従えていた。彼女たちは（司祭に会うやいなや）顔を床につけ、両手を合わせ、我らの主（なるデウス）が、生前に司祭に会うことを得しめ給うた大いなる御恵みについて幾度となく感謝した。一人の修道士が、いかなる方かと訊ねると、彼女たちはこう答えた。「私たちは三七年前に、メストレ・フランシスコ伴天連様から洗礼を授かりました山口のキリシタンでございます。洗礼を受けてからまもなく、山口の国主大内殿が弑せられ給い、私どもは武士の娘でしたし、武士に嫁していましたので、夫たちが殺されました後には追放される身となりました。今日までキリシタンであります事を公言して来ましたので、多くの苦勞と異教徒からの侮

辱に堪えてこなければなりませんでした。でも私たちは決して信仰から離れるようなことはなく、つねにコンタツを持って祈り続けて参りました。

(あの時)以後(他の)キリシタンの方々とお付き合いましたとはいっさいございません。今は、異教徒でありますが私たちの親戚にあたります(当地の)城主の庇護を受けお世話になっているのです」と。(中略)彼女たちは(我らの船に)同乗していたキリシタンや異教徒たち全員に感化を残した。

大内義隆は長門国大寧寺において天文二十年(一五五一)九月一日に自刃しているので、三七年前に受洗した山口のキリシタンの女性が上関に逃れたのはこの時であろうと考えられる。それ以後、二人は、天正十四年(一五八六)まで、親戚の上関城主に庇護されていたことが確認される。当地の城主は上関城主村上氏のことであろうと思われる。また、今は異教徒とあるので、城主村上氏は、かつてはキリシタンに心を寄せ保護していた可能性も考えられる。この事例から判断すると、上関城主村上氏はキリシタンに寛容な態度を

とっており、天正三年(一五七五)、四万十川(渡川)合戦に敗れ土佐を逃れた一条兼定が周防上関に一時逗留し、この地で山口で受洗した盲人トビアスと巡り会った可能性は高いのではないだろうか。以上の点から、臼杵のカブラルに送った兼定書簡に見える「長島の城」は、周防上関城の可能性が高いと思われる。

第四節 暗殺未遂事件と兼定の信仰生活

幡多より逃亡した兼定は、伊予において、幡多への復帰の機会をうかがう内に、旧家臣の入江左近のために重傷を負ったことは、『土佐物語』等、多くの軍記物語にも述べられているが、一次史料であるキリシタン史料によって事実関係を検証したい。

次の史料は、一五八二年二月十五日(天正十年一月二十三日)付けで、長崎よりパードレ・ガルパス・クエリヨが送ったイエズス会宛の報告書である。巡察師ヴァリアーノらは、堺から豊後府内へ豊後水道を航海の途中、南予において一条兼定に面会している。巡察師ヴァリアーノの一行は、毛利が瀬戸内海を制していたため、堺より土佐沖をとおって豊後に向かい、一五八一年九月初めに堺を出発し、同年十月三日(天正九

年九月六日)に豊後到着しているので、パードレ・ガルパス・クエリヨが兼定に面会したのは、天正九年の九月初めの頃であったと推定される。

【史料9】インド管区長への宣教師クエリヨ報告書

(一五八二年)¹⁹

ここでよき土佐の王ドン・パウロ一条殿〔権中納言兼定〕がパードレに面会して、大いに満悦したことを述べざるを得ない。この人は、六年前、その国より逐われた折に、豊後において洗礼を受けた。而して領国を回復することができず、土佐の境に在る異教の自身の領内に逃れて、家臣五、六十人とともに生活していた。パードレが同所を去る五、六レグア(一レグアは約五、六キロメートル)の所を通過した時、王のもとに人を遣わしたが、王はパードレがかくのごとき近く通過することを聞いて、直に小舟に乗って面会に来た。(中略)王はすでに年老いたのみならず、彼の国を奪った暴君〔長宗我部元親〕に買収された家臣の一人が、四年前、彼の睡眠中に傷を負わせ、生命を全うしたことが奇跡的で、眠る際に手に持ちて

祈ったロザリヨのお陰と思われた程であった故、健康でなかった。暴君は、今、彼と和を結び、家臣等と共に生活するに十分なる収入ある一つの島を提供した。この条件は、承認し難いものであったが、彼は、これを承認して住民を悉くキリシタンとなす決心をした。

史料9には、兼定が法華津氏の領内で五、六十人の家臣と生活しており、四年前の暗殺未遂事件により重傷を負ったこと、長宗我部氏との和議の条件として島への移転が示され、政治折衝が行われていたことがわかる。次にフロイス『日本史』にも兼定と巡察師ヴァリアーノとの実際の面談の様子が記載される。兼定の信仰に関しては重複する内容もあるが、以下全文を掲載する。

【史料10】『フロイス日本史』第四章「巡察師の長崎帰還について」²⁰

巡察師は、(豊後)国王フランシスコの甥で、土佐の本来の国王であるドン・パウロ(一条兼定)が(このたびの旅の)通路にいることを承知していた。

この領主は、横暴な一家臣（長宗我部元親）によって領国から追放され、六、七年前に豊後において洗礼を受け、元どおり領国の主になれるかどうか（土佐に）帰ってみたが、目的を果たすことができなかつたので、以前に自分の家来であつた一人の異教徒の殿の所領である土佐の果てなる地に寄寓していた。（家臣であつた）その殿は、ドン・パウロ、およびその五、六十人の家来を扶養していた。（巡察）師は、この旅路の間、彼がいるところから六里あまり離れたところを通過したので、（使者をして）彼を訪問させた。ドン・パウロは（巡察師が近いところに）留まっていることを知ると、家臣とともに小舟で（巡察）師を迎えに行つた。かくして彼らはある浜辺で二、三時間あまりをとともに過ごした。ドン・パウロは深い喜びと慰めに包まれ（巡察）師はそのような彼の善良さに接して心を打たれた。というのは、彼は異教徒たちの中で、唯一のキリシタンとして過ごしているにもかかわらず、何一つ信仰について失うところがなく、深く己が救いの事を望んでおり、その最大の嘆きは、異教徒たちの間に住んでいて、キリ

シタンたちの間で身を立ててゆくことができないうことであつた。彼は（巡察）師との談話の中で、自分の信仰を宣言して次のように言つた。「キリシタンも異教徒も（皆）、予がキリシタンであつて、この信仰を抱いて死ぬ覚悟であることを知ってもらいたい。予は（目下）異教徒たちの中において、きわめて病身の身であるので、予が死ぬと、彼らは（異教の）儀式と慣習によつて予を埋葬するかも知れぬが、予はそれは（キリシタンの）戒律に反することゆゑ拒否したい。予は真のキリシタンとして我らの習慣どおりに埋葬してもらいたいのだ。伴天連様方に対しては、予の靈魂のため、豊後において（ミサ）聖祭をお捧げ下さるようお願いしたい。予は（人々から）キリシタンとして知られるよう、つねに聖遺物を頸に掛け、祈りのためのコンタツを手にして歩いて来たのである」と。彼は異教徒である自分の家来たちに説教してもらつたため、一人の修道士がその地にとどまつてくれるよう切に望んでいた。

しかし、その地の領主の一人の息子は、（目下）父親がそこにいないことを理由に難色を示したの

で、(巡察師とは)後日、一人の司祭と修道士を派遣すること話し合いがついた。

「三、四年まえのことであるが、ドン・パウロが、夏に蚊帳の中で寝ていたときに、子供の時から彼が育てた一人の近習が、(ドン・パウロ)を(土佐)国から追放したかの暴君に買収され、(ドン・パウロ)を殺すなら多額の報酬を与えようと言われ、彼に過酷な傷を負わせた。」その傷はあまりにも深く、(ドン・パウロ)がそれで助かったのは、奇跡に思えたほどであった。だが、頭全体を割られたので、甚大な害を被る結果となり、また、片腕が役立たなくなつた。このため、彼は自ら、あと数年の命だと思ひこんでいた。「が、事実そのように見えた」。今ではかの暴君は彼に和平を提案しており、その条件として、彼が領主の権利を放棄し、それに代わって彼が家来とともに十分生活できるだけの収入を付した一島を与える約束をする(と申し出ている)。その条件は残酷なものだが、(ドン・パウロは)他に方法がないので少し乗り気のようであった。

史料10における兼定と巡察師ヴァリアーノとの面会の日時は特定できないが、ヴァリアーノ一行は一五八一年堺を出帆し、南海路を土佐沖から豊後水道を通過し、天正九年(一五八一)九月六日に豊後に到着している。面会の場所が南予の法華津付近の海岸であったとすれば、その二、三日前ではないかと推定される。その際にその地の領主である法華津氏の息子が同伴しており、兼定は、この時点では、伊予、法華津に滞在していたものと推定される。また、兼定が外傷を受けた時の状況についても詳しい記述がされている。「軍記物語」にも記載される入江左近による兼定暗殺未遂事件は、四年前のことであるとすれば、天正五年(一五七七)、夏のことである。

第五節 内政の伊予追放と兼定の戸島移転

元親は、天正四年(一五七六)一月に高岡、幡多の兵を以て南予に出兵しているが、戦況ははかばかしくなく、南予にあつて幡多郡奪還を画策する兼定は目障りな存在であり、兼定の暗殺未遂は、このような状況打開のために決行されたのではないだろうか。ところが天正九年(一五八一)五月と推定される伊予・岡本

城合戦では、南予軍代の久武親信が討ち死にする等、南予攻略は容易には進捗しなかった。²¹このような時、「軍記物語」には、土佐では天正八年には波川玄蕃の謀叛事件があり、この事件に連座して天正九年（一五八一）には、大津御所・一条内政を伊予に放逐したとされている。同時代史料の『フロイス日本史』に内政に関する次の記事が見られる。

【史料11】『フロイス日本史』第三章豊後国主が次男をキリシタンにした次第、および甥の土佐国主一条殿も受洗した次第²²

長宗我部（元親）は土佐国の絶対君主となった。そして彼は、はなはだ狡猾で悪逆な人物であったから、民衆から信頼を得ようとして、（己が）一人の娘を、ドン・パウロの長子であり嗣子である者に嫁がせた。ところで彼は好戦的、かつ優れた武将であったので、数年後には武力をもって、土佐国と境を接する阿波、讃岐（両国）を征服した。だが彼（元親）は婿が父親と文通せぬようにするため、彼を娘とともに、相当な見張りの者を付けた上で同国のごく深く、ある山中の一城に留め置いた。

た。しかし（長宗我部は）その若者がすでに二十歳ぐらいの年齢を越えてしまった時、父に対する愛情ならびに彼がおかれていた孤独さが、彼の心に動揺を起こさせはしまいかと恐れた。そこで（長宗我部は）一人の孫が生まれた後、（その婿を）国外に追放した。そこでその婿は援助を求めて伊予の国主の許に赴いた。それはこれら四カ国は同じ一つの島にあるからである。長宗我部は、ドン・パウロの息子である自分の婿が、（土佐へ）連れ戻してもらうため、その地ならびに豊後から援助を得ようと努めていることを聞くやいなや、いとも巧妙かつ狡猾に、数日中に彼を毒殺させたほどであった。

史料11は、フロイスの当時の伝聞として、二十歳を過ぎ孫も誕生していた娘婿の大津御所・内政の伊予追放の事実を記述している。大津で内政は監視下に置かれており、敵対した父、兼定との音信の疑いが謀反とされ追放の原因となった可能性が高い。伊予に追放された内政は、国主や豊後に援助を求め土佐への復帰を画策したとある。内政が敵対した兼定との和解が叶っ

たのかどうかや、元親による毒殺の事実の有無など、内政のその後のたしかな消息は不明である。

内政の消息はともかくとして、南予攻略を目指す元親にとつて、もはやかつての影響力は失つたとはいへ、幡多郡の旧領主・兼定が家臣とともに南予に存在することは、伊予攻略上、大きな不安材料であつたと考えられる。史料10の『フロイス日本史』には「今では、かの暴君は、彼に和平を提案しており、その条件として、彼が領主の権利を放棄し、それに代わつて彼が家来とともに十分生活できるだけの収入を付した一島を与える約束をする（と申し出ている）その条件は残酷なものだが、（ドン・パウロは）他に方法がないので、少し乗り気のようであつた。」と記述されている。兼定への和平の条件とされた「彼が家来とともに十分生活できるだけの一島」こそ、兼定終焉の地となつた戸島ではないだろうか。戸島は宇和海に浮かぶ島の一つで、この地は土佐、伊予、豊後の力関係の上で中間の位置にあり、海を隔てて、南予における直接的な武力抗争の圏外にあつた。兼定の戸島への移転は最終的にこのような政治決着の結果と考えられ、巡察師ヴァリアーノとの面談の後の事であろうと推定される。

第六節 元親との和睦交渉と兼定の最後

兼定の戸島移転以後、長宗我部軍は天正十二年（一五八四）八月に南予三間表に侵攻、深田の竹林院氏を下し、前年の冬に宿毛口から侵攻した長宗我部軍は、御荘、勤修寺氏を常磐城に攻め、天正十二年正月にこれを降伏させた。やがて、黒瀬城の西園寺氏も長宗我部氏に和を乞うに至つたとされる。²³法華津氏と長宗我部氏の政治折衝を物語る次の元親書状がある。

【史料12】長宗我部元親書状²⁴

今度西園寺殿御一致儀、併各御取成故候歟、令祝
着候、於後々聊不有疎略之條、無御隔心御入魂所
仰候、仍太刀一腰馬一疋進入之候、猶使僧可申達
候、恐々謹言、

（天正十二年カ）

卯月十一日 元親（花押影）

法華津播磨守殿

御宿所

史料12は、長宗我部元親より、法華津播磨守（範延）

に充てた書状で、南予の旗頭である西園寺氏が長宗我部氏と和議を結び、法華津氏がそれを取りなしたことに ついて、謝礼として太刀と馬を送り、後々まで疎略に扱わぬ事を約束した内容である。書状の年代比定を天正十二年とすると、和議が行われた同年四月には範延は存命であった。²⁵法華津氏は元親と西園寺氏の和議の斡旋を行い両者の調停を図ると共に元親と誼を通じ自家の保全を図っていることがわかる。法華津氏が以前より元親との交渉のパイプがあったことは、史料10のキリシタン史料からもうかがえる。南予における兼定の存在こそ、法華津氏が政治折衝を継続する切り札であったと考えられる。ところで、注目されるのは、法華津氏と長宗我部氏の交渉役としての「使僧」の存在である。僧侶は、中立の立場で対立する領国間にあつても往來のネットワークを持ち、世俗を離れ比較的自由に移動できる存在として敵対する両者の政治交渉に重要な役割を果たしている。

天正十二年頃、長宗我部氏の使僧として伊予新居郡の高尾城主金子備後守元宅と長宗我部氏の交渉の窓口となつた岡豊、滝本寺の栄音が知られている。²⁶両者ほぼ同時期であることから、史料12の使僧が栄音で

あつた可能性が指摘できる。法華津氏を窓口として南予の諸將と元親との和議の交渉が進められ、幡多の旧領主・兼定の処遇については政治折衝の結果、戸島移転が決定されたのではないだろうか。かくして宇和海に浮かぶ戸島は、兼定終焉の地となつた。

【史料13】『フロイス日本史』三三章「豊後国王が次男をキリシタンにした次第、および甥の土佐国主一条殿も受洗した次第」²⁷

関白と長宗我部の軍勢の間で（上記の）戦いが行われていた当時、ドン・パウロは、相変わらず流謫（の身）にあつて、天下の君が自分を連れ戻させ、かの（土佐）全国をキリシタンにするという自分の念願をかなえてくれるものと希望を抱いていた。（中略）関白と長宗我部の談判がまだ、締結をしないうちに、ドン・パウロは熱病を患つた。そして、彼は無情な現世を離れ、我等の主なるデウスは、彼を永遠なる天国に迎え入れ給うた。

天正十三年（一五八五）六月には四国平定のため、秀吉軍が四国に渡海し、伊予においても小早川勢と長

宗我部方の金子氏との合戦が開始された。圧倒的な戦力の差に長宗我部軍の劣勢は戸島の兼定の耳にも届いていたのではないだろうか。しかしこの時すでに、兼定の余命は幾許も残されていない。戦乱の最中、兼定は戸島において天正十三年七月一日、四十二歳の波乱の生涯を閉じた。晩年は障害の身となり、孤立無援であつたが、最後まで希望を失わずキリシタン信仰を支えに生き抜いた事は幸いとしなければならぬ。兼定の死より一月あまり後の天正十三年八月六日、元親は秀吉に降り土佐一国を安堵された。

おわりに

「軍記物語」等の編纂史料によらず、キリシタン史料や大友氏関係史料等の異なる視点から、四万十川（渡川）合戦と一条兼定の動向について検証してきた。その結果、天正元年（一五七三）九月、出家した兼定は、大友氏の迎えにより豊後に退去したと推察される。兼定は天正三年（一五七五）に豊後府内において受洗しキリシタンとなった。ところが兼定の退去後、大津御所・内政の岳父元親の幡多支配に不満を持つ重臣たちの要請により、所領奪還のため、遅くともカブラル報

告書の日付、同年八月八日より五、六日前には土佐へ出陣したと推定される。四万十川（渡川）合戦には、兼定方として、土佐一条氏諸大夫の康政や御莊、勤修寺氏、法華津氏等の一家旧臣や南予の領主達ばかりでなく、豊後の水軍真那井衆など、大友氏の支援が明らかとなった。

四万十川（渡川）合戦は、一条氏家中が分裂し兼定と内政との父子対決の構図で展開しており、キリシタンを標榜する兼定の復権に危機感を持った寺院勢力の動向が、合戦の戦況に少なからぬ影響を及ぼした。幡多の寺院勢力は寺領安堵の黙約により、元親方に加担した可能性が高い。

また、四万十川（渡川）合戦後の兼定の逃亡先として天正四年（一五七六）のキリシタン史料に見える「長島の城」は、盲人のキリシタン、トビヤスの存在から、山口のキリシタンの女性が潜伏した周防長島、上関城の可能性が考えられるのではないだろうか。

兼定は天正五年（一五七七）の暗殺未遂事件で重傷を負うが、天正九年（一五八一）九月には、面談したイエズス会の巡察師ヴァリアーノに、揺るがぬ信仰を告白している。終焉の地となった戸島への移転は、元

親の伊予侵攻の過程で元親と和議をむすんだ南予諸將との政治折衝によるものであったと推定される。兼定は天正十三年（一五八五）七月、伊予・戸島において病没、享年四十二。晩年の兼定にとって幸いであったのは、在世中、豊後においてキリシタンの布教活動が活発に展開され、その後ろ盾である岳父大友宗麟が健在であったことであると思われる。秀吉がキリスト教徒を禁圧し、宣教師の国外追放を告げるのは、二年後の天正十五年（一五八六）六月十九日、宗麟没後のことである。

註

- 1 村上直次郎訳『イエズス会日本通信』下、二九五頁、雄松堂出版、一九六九年
- 2 「二四八四大友家加判衆蓮署状」、『大分県先哲叢書大友宗麟資料集』4、二五四頁、大分県教育庁文化課、一九九四年発行、編集後記に本資料の編年を、元龜三年より天正三年に訂正しているが、文書の内容からそれ以前の天正元年と比定した。福川一徳氏の御教示による。
- 3 国史大系『公卿補任』第三編、四六九頁、吉川弘文館、一九七八年
- 4 『歴名土台』湯川敏治編、二九八頁、続群書類聚完成会、一九九六年
- 5 前掲書(3)四七一頁
- 6 「二一九九号、一条氏奉行人奉書(感状)」「尾崎文書」、『愛媛県史資料編古代・中世』、一〇八七頁、愛媛県、一九八三年
- 7 『大分県先哲叢書大友宗麟資料集』5、十七頁、大分県教育委員会、一九九四年
- 8 福川一徳、「宗麟と水軍」、『大友宗麟のすべて』芥川龍男編、新人物往来社、一九八六年
- 9 『フロイス日本史』⑦豊後編Ⅱ、八〇頁、松田毅一・川崎桃太訳、中央公論社一九七八年
- 10 前掲書(1)一六頁
- 11 兼定が教会に寄進を約束した土地の収入、五千クルサドは、一クルサド＝銀四十匁とすると、銀二百貫目、(二万六千貫文)以上となり、その数字はほぼ幡多郡の土佐一条家の所領すべてに相当する。
- 12 土佐国蠹簡集四七六号、三五八頁、『高知県史古代・中世史料編』、高知県、一九七七年
- 13 足摺は金剛福寺、観音寺は古津賀の金剛福寺末寺、円明寺は、中村の一条家二代房冬の菩提寺、常足庵は利岡にあり房家の息月山が開基の晋光院の塔頭、極楽寺は中村不破にあった寺院である。天正一七年の『長宗我部地検帳』によれば、金剛福寺領の「足摺分」をはじめ

- め、多くの寺院が寺領を安堵されている。
- 14 『石谷家文書』『爰州書状』および『兼俊書状』、『石谷家文書・將軍側近のみた戦国乱世』浅利尚民・内池秀樹編、吉川弘文館、二〇一五年
- 15 前掲書(1)一七頁
- 16 五野井氏は天文二十年(一五五二)にフランシスコ・ザビエルが山口で洗礼を授けたロウレンソ了西が盲目の琵琶法師でイエズス会の入会を認められ、イルマン(修道士)となったこと、同じくイエズス会の同宿(伝道士)となった一人がトビヤスで、一五五一年に山口で洗礼を受けた盲目の琵琶法師であったと指摘している。琵琶法師でキリスト教に改宗したものは、ロウレンソとトビヤスを含め少なくとも十三人が確認される。彼らはキリシタンの改宗事業で大きな役割を果たしたのではないだろうか。五野井隆史、歴史手帳「琵琶法師と弦琴師」、『日本歴史』第六六六号、吉川弘文館、二〇〇三年
- 17 岸田裕之「人物で描く中世の内海流通と大名権力」、(『海の道から中世をみるⅡ商人達の瀬戸内』、広島県立歴史博物館展示図録第19冊、一九九六年)
- 18 『フロイス日本史』⑩九州編Ⅲ、二七頁、松田毅一・川崎桃太訳、中央公論社、一九七九年
- 19 村上直次郎訳『イエズス会日本年報』上、一一二頁、雄松堂書店、一九六九年
- 20 『フロイス日本史』⑩九州編Ⅱ一九四頁、松田毅一・川崎桃太訳、中央公論社、一九七九年
- 21 拙稿「本能寺の変直前の四国の軍事情勢と岡本合戦の意義―土佐側から見た」清良記・岡本合戦天正九年説の再検討、「よど」20号、二〇一九年
- 22 前掲書(9)『フロイス日本史』⑦豊後編Ⅱ八四頁、「南予の戦雲」、『愛媛県史古代Ⅱ中世』、六七八頁、愛媛県、一九八四年
- 23 前掲書(6)二四〇九号、長宗我部元親書状「清家文書」、一一五六頁
- 24 法華津氏菩提寺、福巖寺の清原範延位牌には「天正十二年申十月朔日」の没年が刻まれる。その死は兼定病没の九ヶ月前のことである。
- 25 津野倫明、「長宗我部権力における非有齋の存在意義」『海南史学』三九号、二〇〇一年
- 26 前掲書(9)『フロイス日本史』⑦豊後篇Ⅱ、八五頁
- 27 五野井隆史「大友宗麟の改宗と豊後教界」、(『日本キリシタン史の研究』、吉川弘文館、二〇〇二年)によると、宗麟は天正六年七月二五日に受洗し、豊後領内では天正一三年頃はキリシタンへの改宗事業が本格化したとされる。
- 28